

第1章

介護をしていた側からの相談

第1 介護と寄与分

- [1] 介護に対する遺産分割での優遇（寄与分総論）
- [2] 被相続人所有不動産で同居していた場合の寄与分
- [3] 被相続人所有不動産で同居していた場合の特別受益
- [4] 介護費用を負担した場合の寄与分
- [5] 相続人の配偶者による介護があった場合の寄与分
- [6] 被相続人所有不動産のリフォーム費用を負担した場合の寄与分
- [7] 相続人所有不動産のリフォーム費用を負担した場合の寄与分①（基礎）
- [8] 相続人所有不動産のリフォーム費用を負担した場合の寄与分②（発展）
- [9] 代襲相続人の寄与分
- [10] 被代襲者の寄与行為と代襲相続人の寄与分
- [11] 介護の寄与分に対しての遺留分侵害額請求
- [12] 寄与分に言及した遺言の効力①（寄与分を与えない旨の遺言）
- [13] 寄与分に言及した遺言の効力②（寄与分を与える旨の遺言）
- [14] 寄与分が認められない場合の対応
- [15] 遺産分割協議をしないまま時間が経過した場合の寄与分主張の期間制限

第2 介護と特別寄与料

- [16] 相続人以外の被相続人の親族による介護に対する遺産分割での優遇（特別寄与料総論）
- [17] 相続放棄等をした場合の特別寄与料
- [18] 被相続人と同居していない親族等による特別寄与料の請求

第3 相続人不存在と介護

- [19] 相続人ではない親族の介護に対する遺産分割での優遇（特別縁故者総論）
- [20] 対価をもらって介護していた場合の特別縁故者該当性
- [21] 介護施設の特別縁故者該当性
- [22] 相続人不存在時の介護費用

第4 介護と成年後見

- [23] 介護をしている親族による成年後見申立て
- [24] 成年後見人としての遺産分割への対応
- [25] 遺産分割における特別代理人の選任

第5 介護と遺言

- [26] 介護の労に報いてもらうための方法

コラム 介護の労に報いてもらいたいという相談に対する回答

[27] 認知症の老親による遺言の効力

第6 介護をしていない親族への対応

- [28] 使い込みを疑われている場合の対応
- [29] 何もせず意見だけを言ってくる親族への対応

コラム 口の出しすぎは囮い込みのきっかけになることも

第7 その他

- [30] 預金が凍結された場合の対応
- [31] 介護をする老親の遺産分割を見据え少しだけできること①（相続税対策）
- コラム 成年後見制度の使いづらさと改正予定
- [32] 介護をする老親の遺産分割を見据え少しだけできること②（家族信託）

第2章

介護をしていなかった側からの相談

第1 使途不明金への対応

- [33] 存命中に使途不明金の疑いを持った場合の対応
- コラム 兄にそんなこと言えない
- [34] 生前の使途不明金の遺産分割での扱い
- [35] 生前の使途不明金の不当利得返還請求
- コラム 使途不明金について請求された場合

- [36] 介護親族による被相続人死亡後の預金引き出し
- コラム 葬儀費用に充てたという弁明について

- [37] 相続人の意思による第三者への贈与

コラム 悪質な介護施設や身元保証会社にも気を付ける必要がある

第2 介護費用と相続放棄

- [38] 相続放棄した場合の介護費用
- [39] 介護費用の支払をした場合の相続放棄（単純承認の可否）
- コラム 相続放棄の事実上の効果

第3 介護と成年後見

- [40] 非同居親族による成年後見申立て
- [41] 介護や後見業務を怠る成年後見人の変更
- [42] 任意後見契約締結後の法定後見申立て

第4 介護と遺言

- [43] 介護者に有利な遺言を書かせてい

ることが疑われる場合の対応①（存命中）

[44] 介護者に有利な遺言を書かせていることが疑われる場合の対応②（死後）

コラム 全相続人の同意を得ない貸金庫の開扉

[45] 遺言能力が疑われる場合の対応

[46] 公序良俗に反するような遺言が残されていた場合の対応

第5 介護の約束をめぐる問題

- [47] 介護の約束を守ってもらうための方法
- [48] 介護の負担付遺贈の不履行
- [49] 介護を定めた遺産分割の不履行
- [50] 介護の履行請求
- [51] 引取扶養の請求
- [52] 介護対象者が早期死亡した場合の対応
- [53] 介護の約束を守らない介護者が死亡し二次相続が発生した場合における介護の履行請求

第6 介護をしている親族への対応

- [54] 介護の労が不透明な介護者の寄与分
- [55] 老親宅に不審な訪問を繰り返す兄弟への対応
- [56] 親の囮い込みへの対応
- [57] 認知症の老親に他の兄弟の悪口を吹き込む兄弟への対応
- [58] 過剰なリフォームへの対応
- [59] 介護名目での老親の資産の浪費への対応

第3章

介護をされている側からの相談

[60] 特定の相続人のみに財産を相続させたい場合の遺言

コラム 弁護士以外による遺言作成

[61] 介護をしてくれる相続人に対する生前贈与

[62] 介護をしない相続人への生前贈与の取消し

[63] 介護をしない相続人への遺留分対策

[64] 遺留分の事前放棄

[65] 介護放棄した相続人の廃除

索引

○ 事項索引

※内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

遺産分割における「介護」の取扱い

－寄与分・特別寄与料・使途不明金・介護負担の不履行等－

共著

武内 優宏（弁護士）
合田 悠紀（弁護士）



A5判・総頁252頁

定価4,400円(本体4,000円)送料410円

ISBN978-4-7882-9465-3

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!

〈電子版〉定価 3,960円(本体3,600円)

※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

介護をすると遺産分割で優遇される？

◆「介護をした人」「介護をしなかった人」それぞれの立場からみた遺産分割の問題を取り上げています。

◆親族間の心情的な対立を含めた相談への対応方法を豊富な知見や法律知識に基づき解説しています。

WEBサイトはこちら



0120-089-339 (通話料無料)

受付時間 9:00～16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

第1 介護と寄与分

〔1〕 介護に対する遺産分割での優遇（寄与分総論）

Case 先日、父親が亡くなりました。遺言を書いてくれると言っていたのですが、遺言ではなく、兄弟と遺産分割協議をしています。私は父親を自宅に引き取り介護をしていましたが、他の兄弟は介護の負担をしていません。父の介護をしていた私は、遺産分割で優遇されないのでしょうか。

◆ ポイント ◆

- ・相続人が被相続人の介護をしていたことが「特別の寄与」と認められる場合、寄与分が認められ、他の相続人よりも相続分が多くなる可能性があります。

解説

1 寄与分について

寄与分とは、相続財産の維持・増加について特別の寄与があった相続人につき、寄与度に応じて相続分の増額をする制度です（民904の2①）。

民法では、寄与分が認められる例として「被相続人の事業に関する

第5 介護と遺言

〔26〕 介護の労に報いてもらうための方法

Case 父が所有する家で同居し、長男である私や私の妻が父の介護をしています。介護といっても軽度の認知症なので排せつや風呂などは自身で行っていますが、それでも怒りっぽくなり、わがままを聞いてあげないとすぐに怒鳴り散らして、私も妻も参っています。

弟妹はいますが、私だけが父親の面倒を見ており介護の費用も私だけが負担しています。単に同居して親の面倒を見ていた

〔31〕 介護を要する老親の遺産分割を見据え少しでもできること①（相続税対策）

Case 父が認知症になり裁判所が選任した専門家が成年後見人に就任しました。三人兄弟のうち、長男である私が父と同居して介護をしており、将来的には私が自宅を相続する予定です。父は自宅以外にも賃貸不動産を持っているため遺産分割時に相続税はどうなるか税理士に相談をしたところ、父の賃貸不動産を売って他の不動産を購入しておいた方が相続税は安くなり、一人当たりの相続額も多くなるとアドバイスされました。遺産分割を見据え、成年後見人に相続税対策のために父の不動産を処分してほしいとお願いしました。

ない事由があるときには、家庭裁判所が解任することがありますし、不正な行為によって本人に損害を与えた場合には、成年後見人は賠償責任を負います。また民事上の責任だけでなく、業務上横領罪（刑253）等の刑事責任を問われることがあります。

そのため、成年後見人が就任した後は、もう相続税対策はできないと考えておいた方がよいでしょう。もし、認知症になった後も相続税対策をしたいという場合には、成年後見申立てではなく、家族信託などを検討しておいた方がよいでしょう。

コラム

○成年後見制度の使いづらさと改正予定

解説に書いたとおり、成年後見人は、本人の利益を図る制度です。前掲の東京家庭裁判所の「成年後見申立ての手引」では、「本人の財産から支出できる主なものは、本人自身の生活費のほか、本人が第三者に対して負っている債務の弁済金、成年後見人等がその職務を遂行するために必要な経費、本人が扶養義務を負っている配偶者や未成年の子などの生活費などです。それ以外のものについて、本人の財産からの支出が一切認められないというわけではありません。例えば、身内や親しい友人の慶弔の際に、常識的な金額の範囲内で支払う祝儀や香典等については、本人の財産の中から支出してもよいと判断される場合が多いでしょう。ただし、これらの支出の必要性、相当性については、本人の生活費や必要経費よりも一層慎重な判断が必要です。」と記載されています。

本人の利益を守るという意味ではすばらしいことは思いますが、成年後見人就任前までの家族間の慣例とは大きく異なるケースもあります。年に一度、父親の負担で家族で墓参りの旅行を行っていたが、成年

〔37〕 被相続人の意思による第三者への贈与

Case 先日、叔父が亡くなりました。叔父は独身で軽度の認知症だったということもあり、介護施設に2年前から入居していました。叔父は都内に賃貸用マンションを一棟保有するなど数億円の資産を保有しており、私も甥として相続人になるかと思っていた。しかし、叔父は生前に、介護施設の担当職員に、所有していた賃貸用マンション一棟を生前贈与していましたことが判明しました。軽度であっても認知症という状況ですし、担当職員にマンションを一棟あげることなど通常はありません。

何か争う方法はあるものでしょうか。

◆ ポイント ◆

- ・行為能力がなければ贈与は無効となります。
- ・行為能力があったとしても、程度によっては公序良俗違反の可能性があります。

〔63〕 介護をしない相続人への遺留分対策

Case 私は長男と同居しています。2年ほど前から体調を崩し、同居している長男が献身的に介護してくれています。次男もいるのですが、次男は私が具合悪くなつたらというものの全く実家に帰つてこなくなりました。長男からも「あんな薄情な弟には遺産はあげたくない」と言われており、私もそのように考えています。遺言で全て長男に相続させるようにしたいのですが、次男には遺留分という最低限相続する権利があると知りました。次男の遺留分をできる限り少なくするにはどのような対策をとればよいでしょうか。

◆ ポイント ◆

- ・養子縁組により相続人を増やして次男の相続分を減らす
- ・相続人以外への生前贈与を活用して遺産を減らす
- ・遺產にならない生命保険を活用するなどの方法があります。